

プロポーザル方式による提案書募集の実施公告

佐野市立地適正化計画策定業務委託について、公募型プロポーザル方式による提案書募集について、次のとおり公告します。

平成 30 年 5 月 18 日

佐野市長 岡 部 正 英

1 業務概要

- (1) 業務名 佐野市立地適正化計画策定業務委託
- (2) 業務内容 本市が目指す将来の都市像である「拠点連結（イモフライ）型都市構造」を具体化し、子育て世代や高齢者など全ての世代が安心して便利に暮らせる魅力あるまちとして持続的に発展していくため、公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、居住や医療・福祉、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導に係る取組を総合的・一体的に推進していくことを目的に策定するもの。
- (3) 履行期限 契約締結日から平成 31 年 3 月 28 日まで

2 提案限度価格

提案限度価格 5,800,000 円（消費税込）を上限とする。

3 参加資格要件及び評価基準

(1) 提案書の提出者に要求される参加資格要件

提案書の提出者は、平成 30 年 5 月 18 日現在で次の条件を満たすものとする。

- ① 佐野市における平成 29・30 年度入札参加資格者で、測量・建設コンサルタント等業務名簿に業種「51 都市計画及び地方計画」として登録がされている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- ③ 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。なお指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の申立がなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 過去 5 年間に関東地方の地方公共団体の発注する同種業務を元請けとして完了した実績を有すること。

同種業務：立地適正化計画策定に関する業務

- ⑥ 佐野市立地適正化計画策定業務委託特記仕様書のとおり技術者の配置ができること。

(2) 契約候補者を特定するための評価基準

- ① 企業評価（組織の経験・能力、配置予定管理技術者の保有資格・実績数、価格評価）
- ② 企画提案書（特定テーマ 1～5）
- ③ プレゼンテーション（提案意欲、説明能力、コミュニケーション力）

4 特定スケジュール

実施内容	実施時期(平成 30 年度)
実施手続き開始の公告	5月18日(金)
業務内容説明書の交付	5月18日(金)～5月25日(金)
参加表明書の受付期間	5月18日(金)～5月25日(金)
参加表明書に対する質問受付	5月18日(金)～5月22日(火)
参加表明書に対する質問回答期限	5月24日(木)
提案資格確認結果及び提案書の提出要請通知	5月29日(火) ※予定
提案書の受付期間	5月29日(火)～6月27日(水)
提案書に対する質問受付	5月29日(火)～6月8日(金)
提案書に対する質問回答期限	6月15日(金)
第1次審査(書類)	7月6日(金)
第1次審査結果通知	7月11日(水) ※予定
第2次審査(プレゼンテーション)	7月20日(金)
特定・非特定通知書の通知	7月下旬
契約締結	7月下旬

5 手続き等

(1) 業務内容説明書等の配布方法

応募者は、業務内容説明書等を佐野市のホームページからダウンロードすること。

(アドレス<http://www.city.sano.lg.jp/>)

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限 平成30年5月25日(金)午後5時(必着)

② 提出場所 5(4)に同じ。

③ 提出方法 担当課に持参又は郵送等(配達記録が残る方法に限る。)ただし、郵送等の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限 平成30年6月27日(水)午後5時(必着)

② 提出場所 5(4)に同じ。

③ 提出方法 担当課に持参又は郵送等(配達記録が残る方法に限る。)ただし、郵送等の場合は、提出期限までに必着のこと。

(4) 担当課

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

佐野市 都市建設部 都市計画課 計画係(担当者 柳田・野澤・安在)

電話 0283-20-3100(直通) FAX 0283-20-3035

メールアドレス tk-keikaku@city.sano.lg.jp

6 その他

(1) 本業務における契約保証金は免除する。

(2) 契約書作成の要否：要

(3) 内容に虚偽がある参加表明書又は提案書は、無効とする。

(4) 詳細は業務内容説明書による。